

(抜粋)

1 計画の基本的事項

(1) 計画の背景と目的

路上の空き缶や、放置された犬のふん、たばこの吸い殻など、街に出れば投げ捨てられたごみを見ないことはほとんど無いほどに、たくさんのごみが落ちています。ごみの投げ捨て等の行為は、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、新たな投げ捨てを助長するなどの良くない影響を周辺に及ぼします。また、歩行しながらの喫煙がもたらす受動喫煙の問題や、手に持ったたばこの火の危険性についての関心も高まっています。

平成19年10月に施行された「富士見市をきれいにする条例」は、ごみの投げ捨てや犬のふんの放置、路上喫煙といった行為について基本的なルールを定めることにより、きれいで安全なまちづくりを進めることを目的としています。

この条例の掲げる理念を実現するために、市民・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するための計画として、「富士見市美化推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「富士見市をきれいにする条例」の掲げる理念を実現するため、条例第14条の規定に基づく「美化推進計画」として位置付けられています。

参考

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(3) 計画の期間

計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間を原則とします。